

## 第12回 議会のあり方調査特別委員会 会議概要

【開催日】 平成26年10月9日

【開催場所】 第1委員会室

【会議時間】 午前10時3分～午前11時18分  
午前11時25分～午前11時47分

### 【出席委員】

委員長	矢田松夫	副委員長	河崎平男
委員	石田清廉	委員	伊藤 實
委員	河野朋子	委員	下瀬俊夫
委員	松尾数則		

【欠席委員】 なし

### 【委員外出席議員等】

議長	尾山信義	副議長	三浦英統
----	------	-----	------

### 【傍聴議員】

議員	岡山 明
----	------

### 【事務局出席者】

事務局長	古川博三	事務局次長	清水 保
------	------	-------	------

### 【調査事項】

- 1 市民モニターについて
- 2 災害時における議会の対応について
- 3 次回委員会開催日について

### 【会議の概要】

- 1 市民モニターについて

先進地である四日市市議会の市民モニター設置要綱を参考に市民モニター制度について議論した。

委員の主な意見

(1) 設置について

- 市民モニター制度は有効な情報収集手段だ。前向きに検討すべきだ。
- 情報収集の手段としては、モニター設置は意味のあることだ
- 議会の活動をチェックしてもらおうモニターだが、議会だけのチェックではなく、市民と一体になった活動という位置づけにしないとけない。
- 設置の目的は、四日市の要綱のとおりでよい。

(2) 定義について

- 「市民」について、自治基本条例では「市民等」として通勤する人も含むとなっているが、ここでは住んでいる人となっている。
- 居住だけに限定すると自治基本条例の概念と相違するので、自治基本条例の「市民等」と同じにしたほうがよい。
- 「会議」について、議会報告会、市民懇談会、自治会懇談会にもモニターとして来てもらい意見を聞くという意味合いから、これらも含めたほうがよい。
- 「会議」とあるが、「活動内容」とすれば、会議も報告会も含むことができるのではないか。

(3) 定数について

- 山陽小野田市に50人要るかどうかは考えたほうがよい。
- 四日市では50人程度となっているが、本市は小学校校区が12あるので、30人程度でいいのではないか。

(4) 資格について

- 「資格」は、第1号を入れるために規定されたように感じる。本市議会では、対象を「市民等」としたので、その部分はクリアできるし、第2号と第3号は必要がないので、資格の項目そのものが必要ない。
- 「資格」と書いてあると公募する人には抵抗がある。また、関心がない人でもいい、モニターは精通していなくてもいいので「資格」は削除したほうがよい。
- 「地域社会の発展に関心があること」を入れると、市民として当たり前だと思うので、これは要らない。
- 議会に関心があるという表現でいいのではないか。議会の仕組みや

運営に関心がある人に入ってもらうために設置したということが要綱から読み取れるようにすればよい。

- 議会の仕組みを知っていないといけないのか。無関心の人に関心を持ってもらうということでもいい。若い人は議会に無関心の人が多いが、その人が年を取ると関心を持ってくるわけだから、「資格」は必要ない。
- 第1号の「公務員、各種議会議員又は各種行政委員でないこと」は必要だ。
- 「他の公募と重複しないこと」もあっていいのではないか。

(5) 職務について

- 職務の内容は、全般的にこれでよい。
- 「文書」とあるが、メールもあるので、「文書等」としたほうがいい。いろいろな方法、ホームページやフェイスブックの書き込みなどもある。
- この中にフェイスブックを入れる必要がある。書き込みもモニターの一つの意見だ。
- 第1号と第2号について、議会報告会、政策討論会等の傍聴も会議の傍聴の中に含めると一つの文書になるのではないか。その他についても、「議長が依頼した」とか「議長が認めた」とか、仔細に書き過ぎではないか。削除ということではなく、一つにまとめられないか。

(6) 提言等の処理について

- 「処理」という言葉が気になる。「対応」など適当な表現に変えてもらいたい。

(7) 募集方法について

- 団体等からの推薦と公募となっているが、どのような人を選ぶかが結構難しいのではないか。
- 四日市のモニターは50代、60代が50%以上を占めている。山陽小野田市で実施するのであれば、推薦や公募のバランスを考える必要がある。
- 若い人にモニターになってもらう、若い人が中心になってもらうというのも一つの方法だ。

- 議会の傍聴などはある程度余裕のある人で、20代、30代の人に強制的に人数を割り振ることは無理がある。大学生などの枠を設けて若い人の意見を取り入れられるようにしていかないと均等ということとは不可能だ。
  - なぜ若い人が議会に関心がないのかということも情報源になる。傍聴に来なくてもネット上で見ることができるので、無理やりでも若い人を入れるべきだ。
  - 四日市は市民センターに依頼するとなっているが、実績を見るとほとんど各種団体の代表者になっている。このあり方は考えたほうがいい。それから、本市でいうと公民館長に依頼するということになるが、ここも考えたほうがいい。
  - 結局、同じ人が出てくるという結果が見えてくるような気がする。
  - 団体から決めるのは面白くないという意見があったが、団体からということはいい人をかなり多く選べる。そういうシステムができ上がっていないから問題があるわけで、その問題を解決すれば団体から優秀な方を集めることができる。それから、公募した場合、重複したらおかしいというわけでもない。
- (8) 解任について
- これは当たり前で必要だ。
- (9) 任期について
- 1年交代でわかるのかということもあるので、検討する必要がある。
- (10) 報酬等について
- 無報酬だけでいいのではないか。
  - 大学生を委嘱する場合、バス代がないという人がいる。大学生には交通費程度の問題は出てくると思う。
- (11) 施行日について
- 実施を決めて報告できるのが12月議会だ。まだ煮詰めないといけない部分もあるので、新年度からと考えるといい。
  - 設置要綱のたたき台をつくり、議論して完成させる必要がある。市民モニター制度を実施するということは早めに公表できると思うが、スタートは4月からしたほうがよい。

## 結論

- (1) 設置について
  - 前向きに取り組むこととした。
  - 「目的」については、この要綱のとおりとすることとした。
- (2) 定義について
  - 市民だけに限らず、自治基本条例の「市民等」と同じにすることとした。
  - 議会報告会、市民懇談会等を「会議」の中に明記することとした。
- (3) 定数について
  - 30人程度という意見もあったが、さらに議論することとした。
- (4) 資格について
  - 「資格」という言葉が気になるので、表現を変更することとした。
  - 公務員、議員、各種行政委員を除くこととした。
- (5) 職務について
  - 意見を提出方法にメールもあるので、「文書」ではなく「文書等」にするということにした。
  - 「フェイスブック」に関する意見も必要なので、「フェイスブック」も入れることとした。
- (6) 提言等の処理について
  - 「処理」という表現が機械的に聞こえるので、もう少し柔らかい表現にすることとした。
- (7) 募集方法について
  - さらに議論することとした。
- (8) 解任について
  - 例に準じて作成することとした。
- (9) 任期について
  - さらに議論することとした。
- (10) 報酬等について
  - さらに議論することとした。
- (11) 施行日について

○ 実施時期は、新年度からとした。

## 2 災害時における議会の対応について

枚方市議会の例を参考に災害時における議会の対応について議論した。

### 委員の主な意見

- 具体的に議会が何をするのか。その辺が不明確。
- この要領の第7条に市議会事務局の対応で、第1号に「事務局長は、対策本部の会議等において得た情報を連絡会議へ提供する」とされているが、この要領がなくても本市の場合は情報提供できる。
- このような要領がないと実際にアクションを起こすのは難しい。
- 本市においては連携しても実際に現場に行って何ができるかという具体性がない。何か起きたときにまず事務局、それから議員の全てに的確な情報が迅速に伝わる連絡体系、ネットワークづくりが最初の仕事だ。
- 議会として対策本部との関係で対応できるようにしておかないといけない。
- つくるのであれば、議会としての役割を發揮できるようなものをつくらないといけない。
- 災害対策本部との関係がきちんとできていないというのが問題なので、きっちり議論する必要がある。
- 設置には異論がないが、つくるのであれば行き目がいくものをつくらないといけないので、きちんと議論すべきだ。

### 結論

- 設置をするということでもいいが、もう少し議論を深めることとした。

## 3 次回委員会の開催日について

次回の委員会は、10月24日（金）15時から開催することとした。

## 四日市市議会モニター設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市議会モニターを設置することにより、四日市市議会（以下「市議会」という。）の運営等に関し、市民からの要望、提言その他の意見を広く聴取し、市議会の運営等に反映させ、もって市議会の円滑かつ民主的な運営を推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 本市の区域内に居住する者をいう。
- (2) 会議 市議会の本会議、常任委員会、特別委員会及び市議会議長（以下「議長」という。）の下に設置される検討会等をいう。

### (定員)

第3条 市議会モニターの定員は、50人程度とする。

### (資格)

第4条 市議会モニターは、次の各号に定める要件を満たす者とする。

- (1) 年齢満18年以上の市民であり、かつ、公務員、各種議会議員又は各種行政委員でないこと。ただし、四日市大学に在籍する学生（社会人学生を含む。）については、市民であることを必要としない。
- (2) 市議会のしくみ及び運営に関心があること。
- (3) 市政及び地域社会の発展に関心があること。

### (職務)

第5条 市議会モニターは、次の各号に定める職務を行なうものとする。

- (1) 会議（非公開で行われるものを除く。）を傍聴し、当該会議の運営に関する意見を文書（電子メールを含む。以下この条において同じ。）により提出すること。
- (2) 「よっかいち市議会だより」及び市議会ホームページに関する意見を文書により提出すること。
- (3) 議長が依頼した市議会の運営に関する調査事項に回答すること。
- (4) 市議会議員と意見交換を行うこと。
- (5) その他議長が必要と認めたこと。

### (提出された提言等の処理)

第6条 市議会モニターから提言等が提出されたときは、議長は必要に応じ関係する会議に当該提言等を送付し、当該会議において検討させるものとする。

2 前項の規定による検討結果は、原則として当該提言等を提出した市議会モニターに通知するとともに、議長が別に定める方法により公表するものとする。

### (募集方法)

第7条 議長は、市議会モニターの募集にあたり、以下の方法で募集するものとする。

- (1) 議長が適当と認めた団体等からの推薦
- (2) 公募

(委嘱)

第8条 市議会モニターは、前条の規定に基づき推薦された者及び応募した者のうちから議長が委嘱する。

2 議長は、前項の規定による市議会モニターの委嘱に当たっては、市議会モニターの年齢・性別・居住地等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

(解任)

第9条 市議会モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、議長は当該市議会モニターを解任できるものとする。

- (1) 第4条に規定する資格を失ったとき。
- (2) 市議会モニターから辞任の申し出があったとき。
- (3) その他議長が必要と認めたとき。

(任期)

第10条 市議会モニターの任期は、1年とする。ただし、再任することを妨げない。

(報酬等)

第11条 市議会モニターは、無報酬とする。ただし、議長が必要と認めたときは、交通費相当額又は記念品を支給することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年11月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後初めて委嘱を受ける市議会モニターの任期は、第10条の規定にかかわらず平成17年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成24年2月1日から施行する。



## 四日市市議会モニター 活動概要

### 1. 制度発足までの経緯

平成 16 年度の議長の発案（5 月の議長選挙時の所信表明演説会で、市議会モニター制度の設置について提案した）を受け、各派代表者会議で議論を重ねて、本制度の発足に至った。

### 2. 市議会モニターの仕事

- ・ 当市議会の本会議、常任委員会等を可能な範囲で傍聴し、意見を文書で提出する。
- ・ ケーブルテレビで中継している議会の代表・一般質問の様子、インターネットで中継している本会議の様子などを可能な範囲で視聴して、意見を文書で提出する。
- ・ 研修会、意見交換会等に出席し、意見を述べる。
- ・ 随時、議会運営等に関する意見や提言を文書で提出する。
- ・ 議長が依頼した市議会の運営に関する調査事項等に回答する。

### 3. 報酬

特に報酬は支給していないが、年度末に記念品を贈呈している。

### 4. 選考方法

- ・ 地区市民センターの館長に、各 1～2 名の推薦を依頼（※1）。  
（※1）平成 16 年度中（平成 17 年 2 月 7 日楠町の編入合併により）、23 地区から 24 地区に増える  
基本的には人口 1 万人未満の地区は 1 人、1 万人以上の地区は 2 人（男女各 1 人）
- ・ 四日市大学に、市議会モニターとして大学生の推薦を依頼（5 名程度）。
- ・ 一般公募（10 名程度）。

### 5. 任期

1 年とする。再任することを妨げないが、再任は 1 年限りとしている。

### 6. 市議会モニターの構成

明るい選挙推進委員、自治会長、地区社会福祉協議会、まちづくり推進員、民生児童委員、大学生（社会人学生含む）等

	モニター人数		男性	女性	前年度からの継続
平成 16 年度	42 人		23 人	19 人	
平成 17 年度	43 人（※1）		22 人	21 人	30 人
平成 18 年度	43 人		22 人	21 人	30 人（※2）
平成 19 年度	43 人		24 人	19 人	28 人（※3）
平成 20 年度	42 人		26 人	16 人	7 人（※4）
平成 21 年度	42 人		25 人	17 人	23 人
平成 22 年度	42 人		24 人	18 人	8 人
平成 23 年度	42 人		26 人	16 人	18 人
平成 24 年度	4.9 人	推薦	43 人	25 人	17 人（※5）
		公募	6 人	5 人	
平成 25 年度	5.2 人	推薦	43 人	30 人	18 人
		公募	9 人	9 人	
平成 26 年度	5.0 人	推薦	42 人	26 人	19 人
		公募	8 人	6 人	

- (※1) H17年度当初は43名だったが、年度途中で市外転出によって1名減
- (※2) H16年度から継続 23人、H17年度から継続 7人、新規 13人
- (※3) H16年度から継続 15人、H17年度から継続 6人、H18年度から継続 7人、新規 15人
- (※4) 再任(前年度からの継続)を1回に限る[任期を最大2年間とする]
- (※5) H24年度から一般公募を開始

## 7. 年齢分布

(年度)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
10歳代	0人	0人	0人	0人	1人	0人	4人	2人
20歳代	2人	1人	1人	4人	2人	4人	0人	2人
30歳代	0人	0人	2人	0人	0人	0人	0人	0人
40歳代	3人	5人	2人	3人	7人	5人	2人	1人
50歳代	5人	5人	5人	2人	3人	5人	7人	6人
60歳代	26人	26人	28人	26人	22人	21人	20人	19人
70歳代	6人	6人	5人	8人	7人	7人	9人	12人
80歳代	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
平均年齢	60歳	61歳	61歳	61歳	59歳	58歳	59歳	61歳

	H24	H25	H26
10歳代	3人	1人	0人
20歳代	1人	3人	4人
30歳代	3人	3人	0人
40歳代	3人	3人	5人
50歳代	8人	7人	5人
60歳代	24人	19人	20人
70歳代	8人	15人	16人
80歳代	0人	1人	0人
平均年齢	59歳	60歳	61歳

(H26年度) 最年少 20歳、最年長 78歳

## 8. 活動概要

	意見交換会	傍聴 本会議 常任・特別委員会	傍聴 自治基本条例 調査特別委員会	アンケート
平成16年度	1回 27人	のべ 31人	のべ 57人	2回
平成17年度	3回 のべ 91人	のべ 42人		1回
平成18年度	2回 のべ 51人	のべ 32人		0回
平成19年度	3回 のべ 84人	のべ 39人		1回
平成20年度	3回 のべ 87人	のべ 148人		1回
平成21年度	1回 21人	のべ 108人		1回
平成22年度	1回 21人	のべ 66人		1回
平成23年度	1回 23人	のべ 68人		2回
平成24年度	1回 26人	のべ 161人		1回
平成25年度	1回 29人	のべ 138人		1回

9. モニター通信等による市議会モニターからの提言状況 (年度)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
受理件数	14件	6件	28件	35件	67件	61件	45件	39件	40件	52件

<平成 25 年度内訳>

代表質問・一般質問について	24件
傍聴について	8件
議会運営について	6件
議会・議員活動について	2件
議会広報について	5件
その他	7件

10. 市議会モニター設立の経緯と活動内容

平成 16 年 度	平成 16 年 5 月 14 日	議長選挙での立会い演説会にて「市議会モニター制度」を創設したい旨の所信表明がなされる
	平成 16 年 5 月～9 月	各派代表者会議での議論 (8 回)
	平成 16 年 9 月 15 日	地区市民センター館長会議で市議会モニターの推薦を依頼 (23 地区 : 37 人)
	平成 16 年 9 月 16 日	四日市大学に学生の市議会モニターの推薦を依頼 (5 人程度)
	平成 16 年 9 月 17 日	四日市市自治会連合会会議で、市民生活課長を通じて自治会への協力を依頼
	平成 16 年 11 月 2 日	1. 平成 16 年度 市議会モニター委嘱式 2. 「自治基本条例調査特別委員会 協議会」に市議会モニター (38 人) が出席し、意見発表を行う 3. 傍聴した感想についてアンケートを実施
	平成 16 年 11 月 9 日	自治基本条例調査特別委員会傍聴 (市議会モニター参加者 : 14 人)
	平成 16 年 11 月 19 日	自治基本条例調査特別委員会傍聴 (市議会モニター参加者 : 5 人)
	平成 16 年 12 月 3 日	1. 正副議長との意見交換会を開催 (市議会モニター参加者 : 27 人) 2. 市議会だより (議会広報紙) について、アンケートを実施
	平成 16 年 12 月定例会	市議会モニターの傍聴人数 (のべ 15 人)
	平成 17 年 1 月臨時会	市議会モニターの傍聴人数 (のべ 9 人)
	平成 17 年 3 月定例会	市議会モニターの傍聴人数 (のべ 7 人)
	平成 17 年 3 月～5 月	市議会モニターへの継続意向確認及び新規モニターの推薦依頼等

平成17年度	平成17年5月9日	平成17年度 市議会モニター委嘱式 正副議長との意見交換会を開催（市議会モニター参加者：35人）
	6月定例会	市議会モニターの傍聴人数（のべ16人）
	平成17年6月28日	議了後、広報広聴委員会委員との意見交換会を開催 （市議会モニター参加者：27人）
	9月定例会	市議会モニターの傍聴人数（のべ4人）
	12月定例会	市議会モニターの傍聴人数（のべ3人）
	平成18年1月31日	議会運営委員会・常任委員会の正副委員長との意見交換会を開催 （市議会モニター参加者：29人） 議会広報について、アンケートを実施
	3月定例会	市議会モニターの傍聴人数（のべ19人）
	平成18年3月～5月	市議会モニターへの継続意向確認及び新規モニターの推薦依頼等

平成18年度	平成18年5月19日	平成18年度 市議会モニター委嘱式 正副議長との意見交換会を開催（市議会モニター参加者：30人）
	6月定例会	市議会モニターの傍聴人数（のべ11人）
	9月定例会	市議会モニターの傍聴人数（のべ7人）
	平成18年10月26日	広報広聴委員会委員との意見交換会を開催 （市議会モニター参加者：21人）
	平成18年 11月3日、11日、25日	シティ・ミーティングを開催 （市議会モニター参加者：計11人）
	12月定例会	市議会モニターの傍聴人数（のべ10人）
	3月定例会	市議会モニターの傍聴人数（のべ4人）
	平成19年3月～5月	市議会モニターへの継続意向確認及び新規モニターの推薦依頼等

平成19年度	平成19年5月23日	平成19年度 市議会モニター委嘱式 正副議長との意見交換会を開催（市議会モニター参加者：37人）
	6月定例会	市議会モニターの傍聴人数（のべ18人）
	平成19年8月22日	広報広聴委員会委員との意見交換会を開催 （市議会モニター参加者：26人）
	9月定例会	市議会モニターの傍聴人数（のべ7人）
	12月定例会	市議会モニターの傍聴人数（のべ8人）
	平成20年1月18日	意見交換会を開催（市議会モニター参加者：21人）
	平成20年2月6日	シティ・ミーティング in キャンパスを開催 （市議会モニター傍聴者：3人）
	3月定例会	市議会モニターの傍聴人数（のべ6人）
	平成20年3月～4月	市議会モニターへの継続意向確認及び新規モニターの推薦依頼等 （継続期間を1年に限る） 市議会モニター活動に関するアンケートを実施

平成 25 年 度	平成 25 年 5 月 24 日	平成 25 年度 市議会モニター委嘱式 (市議会モニター参加者: 35 人)
	6 月定例会議会	市議会モニターの傍聴人数 (のべ 38 人)
	平成 25 年 6 月	休会中の委員会 市議会モニターの傍聴人数 (のべ 1 人)
	平成 25 年 6 月 24 日	議員政策研究会議会改革分科会の傍聴人数 ( 2 人 )
	平成 25 年 7 月 19 日	市議会モニター研修会を開催 (市議会モニター参加者: 34 人)
	8 月定例会議会	市議会モニターの傍聴人数 (のべ 39 人)
	平成 25 年 10 月 15 日	広報広聴委員との意見交換会を開催 (市議会モニター参加者: 29 人)
	平成 25 年 10 月	休会中の委員会 市議会モニターの傍聴人数 (のべ 2 人)
	平成 25 年 11 月	議会報告会の開催に関するアンケートを実施
	11 月定例会議会	市議会モニターの傍聴人数 (のべ 21 人)
	平成 26 年 1 月 27 日	議員説明会の傍聴人数 ( 1 人 )
	2 月定例会議会	市議会モニターの傍聴人数 (のべ 34 人)
	平成 26 年 2 月	休会中の委員会 市議会モニターの傍聴人数 (のべ 3 人)
	平成 26 年 3 月～4 月	市議会モニターへの継続意向確認及び新規モニターの推薦依頼等 市議会モニター活動に関するアンケートを実施

## ○枚方市議会における災害発生時対応要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、枚方市において地震等の災害が発生したときに、枚方市議会が枚方市災害対策本部(以下「対策本部」という。)と連携し、災害対策活動を支援するとともに、議員自らが迅速かつ適切な対応を図るため、必要な事項を定めるものとする。

### (災害の定義)

第2条 前条でいう「災害」とは、対策本部の設置に該当する災害をいう。

### (連絡会議の設置)

第3条 枚方市議会議長(以下「議長」という。)は、地震等の災害により対策本部が設置された場合において、これに協力するため必要と認めるときは、枚方市議会内に枚方市議会災害対策連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置することができる。ただし、議長に事故があるときは、副議長がこれを設置することができる。

2 連絡会議は、枚方市庁舎内「枚方市議会事務局」に設置する。ただし、市庁舎が使用できないときは、対策本部と協議し、議長が別に定める。

3 議長または副議長は、各派代表者及び対策本部に対し、連絡会議の設置を報告する。

### (連絡会議の構成)

第4条 連絡会議は、議長、副議長、各派代表者をもって構成する。

2 議長は、連絡会議を代表し、その事務を総括する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 各会派代表者は、議長の命を受け連絡会議の事務に従事する。

### (連絡会議の任務)

第5条 連絡会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 議員の安否の確認を行うこと。

(2) 対策本部から災害情報を収集し、各議員に情報提供を行うこと。

(3) 各議員からの災害情報を収集・整理し、対策本部に提供すること。

(4) その他議長が必要と認める事項に関すること。

### (議員の対応)

第6条 議員の対応は、次に掲げるとおりとする。

(1) 自らの安否及び居所又は連絡場所を連絡会議に報告し、連絡体制を確立すること。

(2) 連絡会議より情報の提供を受けること。

- (3) 各地域における被災及び避難所等の状況について、必要に応じて連絡会議へ報告すること。
- (4) 各地域において、被災者に対する相談及び助言等を行うこと。

(市議会事務局の対応)

第7条 市議会事務局の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事務局長は、対策本部の会議等において得た情報を、連絡会議へ提供する。
- (2) 事務局職員は、連絡会議の業務に従事する。

(参集及び活動時の服装)

第8条 各議員は、連絡会議への参集または地域での活動時において、原則として安全帽（ヘルメット）または帽子、「枚方市議会」と明記された服装等を着用し参集する。

(記録)

第9条 連絡会議は、可能な限り記録を作成する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

枚方市議会における災害発生時の行動マニュアル

区 分	処 理 事 項
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">災害発生</div>	<p>○市議会事務局長は、枚方市災害対策本部員として、当該本部の設置状況を議長及び副議長に連絡するとともに、事務局職員へ登庁の指示を行う。</p>
↓	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">枚方市議会災害対策連絡会議の設置</div>	<p>○議長は、連絡会議の設置を決定する。 ○事務局職員は、各派代表者に対し、連絡会議への参集の連絡を行う。</p>
↓	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">安否確認・連絡体制の確立</div>	<p>○連絡会議は、各議員の安否及び居所又は連絡先の確認を行う。 ○議員は、連絡会議から安否確認の連絡がない場合には、連絡会議へ自らの安否及び居所又は連絡先を報告する。</p>
↓	<p>○連絡会議は、各議員の安否等の情報について記録を行う。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">情報の収集・提供</div>	<p>○市議会事務局長及び事務局職員は、枚方市災害対策本部から情報を収集し、連絡会議へ報告するとともに、その情報を議長の指示のもと各議員に提供する。 ○議員は、各地域における被災及び避難所等の状況について、必要に応じ連絡会議へ報告を行う。</p>
↓	<p>○事務局職員は、各議員から報告を受けた被災状況等について記録を行う。(別紙：災害状況記録表) ○議長は、連絡会議で各議員から集められた情報を整理し、枚方市災害対策本部へ情報の提供を行う。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">散 会</div>	<p>○議長は、枚方市災害対策本部の災害支援状況等から判断し、連絡会議を散会する。</p>

※表中の「連絡会議」とは、枚方市議会災害対策連絡会議のことをいう。



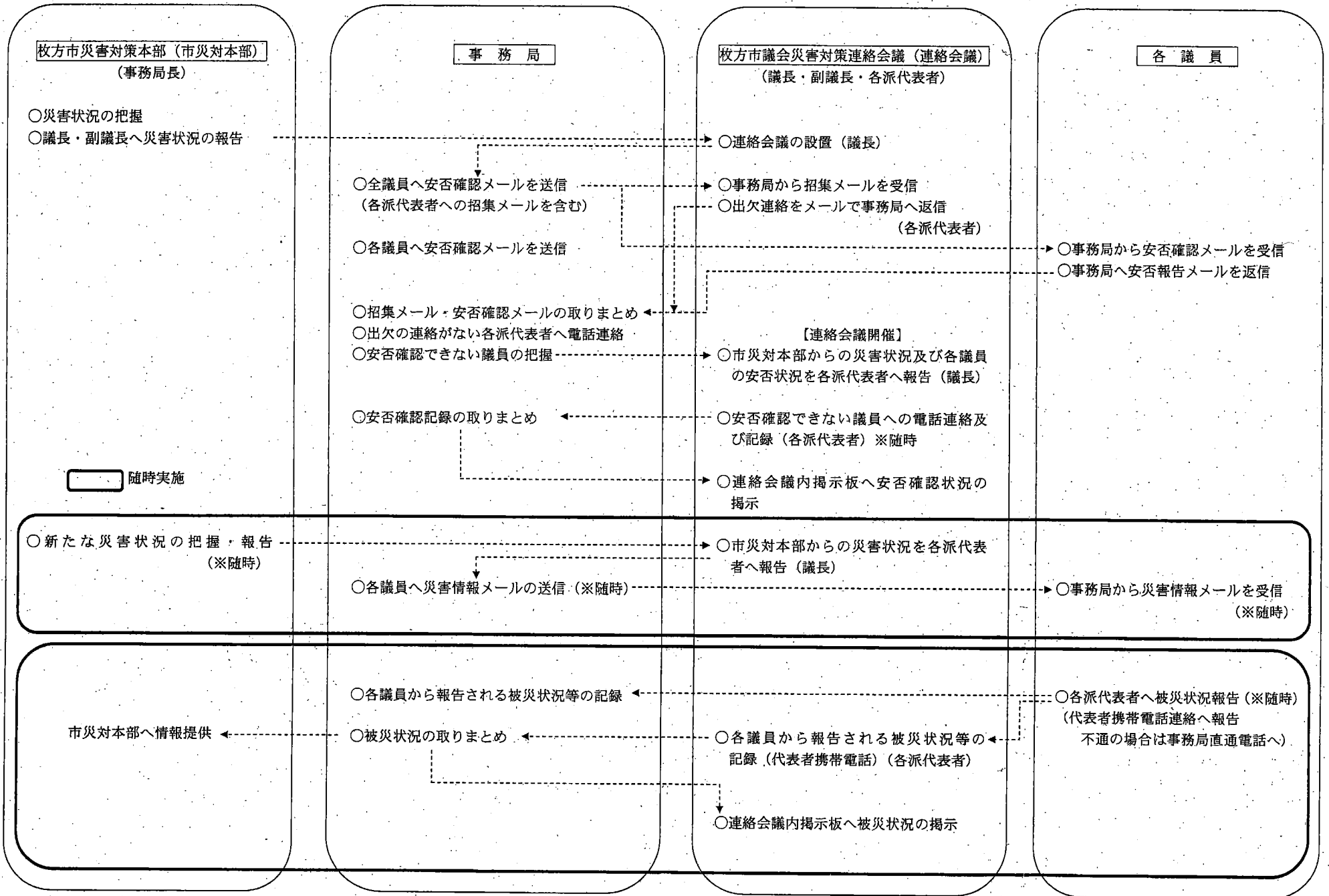
(別紙)

## 災害状況記録表

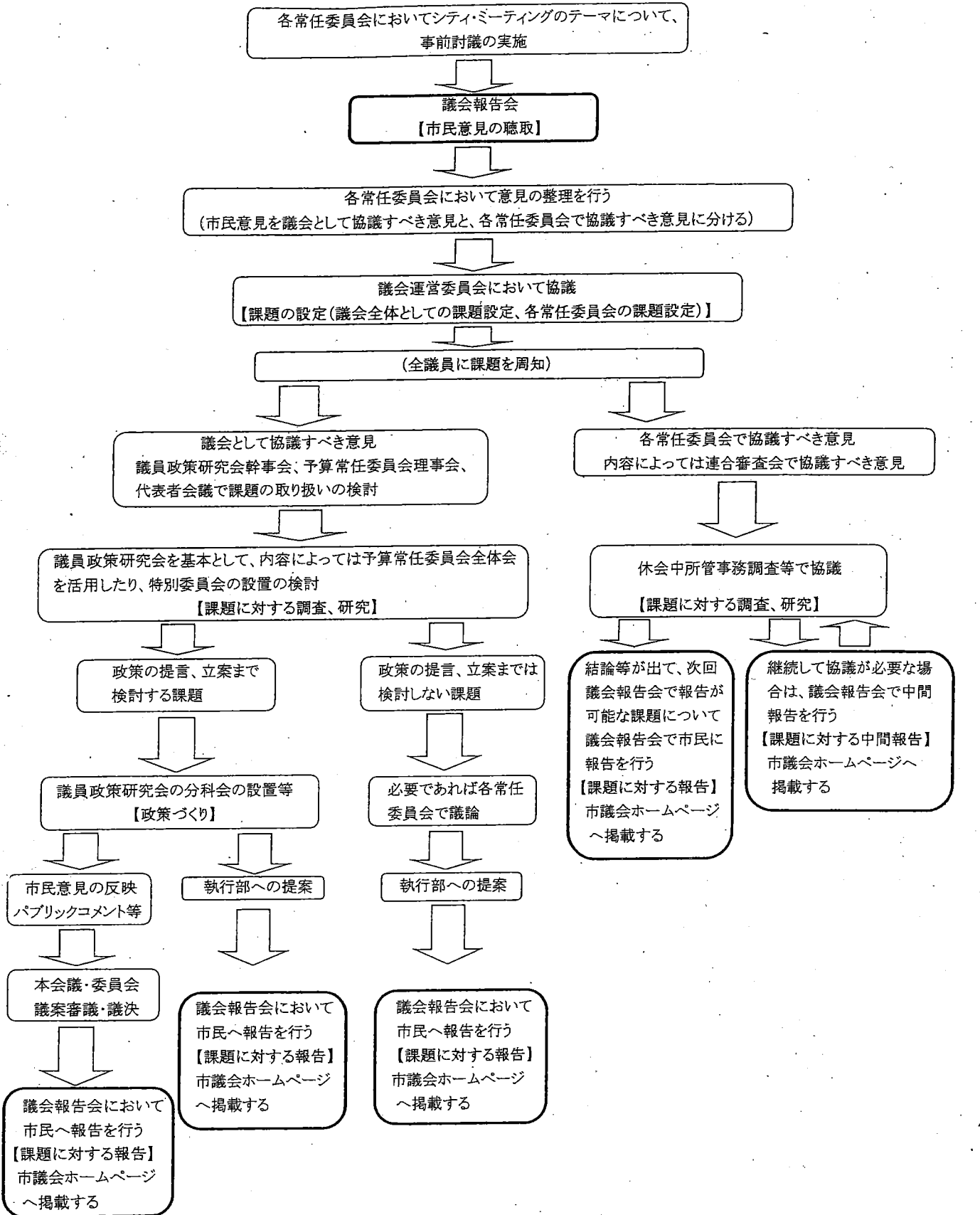
枚方市議会災害対策連絡会議

報告議員名		記録者	氏名		
			記録時間	時	分
日時	年 月 日				
場所					
報告内容					
対策本部への連絡事項					
(本部への連絡：未・済)					
備考					

枚方市議会災害対策連絡会議 災害対策訓練フロー

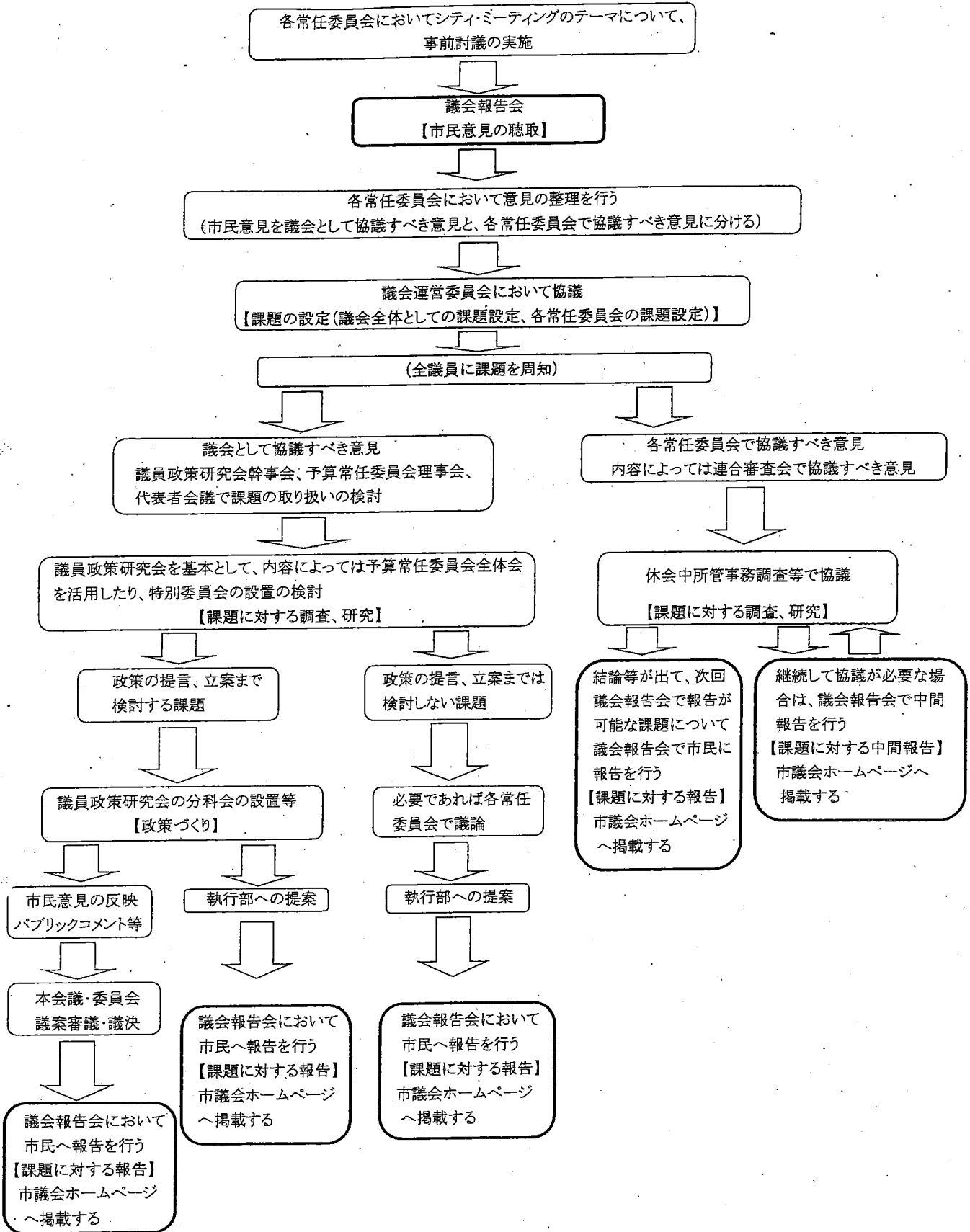


# 議会報告会、シティ・ミーティングにおける 市民意見のフィードバックの検討について



毎年2月定例月議会の議会報告会終了後に年間報告書を作成し、議会内において課題を共有するとともに、市議会ホームページに掲載する。

# 議会報告会、シティ・ミーティングにおける 市民意見のフィードバックの検討について



毎年2月定例月議会の議会報告会終了後に年間報告書を作成し、議会内において課題を共有するとともに、市議会ホームページに掲載する。